

介護予防・介護保険利用料一覧表

(保険単位と基本料金)		※料金は1割負担の場合の目安	
		訪問看護	介護予防訪問看護
看護	(予防)訪問看護 I 1 (20分未満)	313単位/回→314単位/回(327円)	302単位/回→303単位/回(316円)
	(予防)訪問看護 I 2 (30分未満)	470単位/回→471単位/回(491円)	450単位/回→451単位/回(470円)
	(予防)訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	821単位/回→823単位/回(858円)	792単位/回→794単位/回(827円)
	(予防)訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1125単位/回→1128単位/回(1175円)	1087単位/回→1090単位/回(1136円)
	(予防)早朝加算(6時～8時)	25%増し/回	
	(予防)夜間加算(18時～22時)	25%増し/回	
	(予防)深夜加算(22時～6時)	50%増し/回	
リハビリ	理学療法士等による(予防)訪問看護 I 5 (1回あたり20分)	293単位/20分→294単位/20分(306円)	283単位/20分→284単位/20分(290円)
	理学療法士等による(予防)訪問看護 I 5 (20分+20分=40分)	586単位/40分→588単位/20分(613円)	566単位/40分→588単位/40分(592円)
初回加算 I または II ※1		I の場合350単位 II の場合300単位	I の場合365円 II の場合313円
【状態によって下記の単位が加算されます】			
(予防)特別管理加算 (I)※2		500単位/月	521円
(予防)特別管理加算 (II)※3		250単位/月	261円
ターミナルケア加算 ※4		2000単位→2500単位/死亡月	2084円→2605円
(予防)長時間訪問看護加算 ※5		300単位/回	313円
(予防)複数名訪問加算 ※6(30分未満)		254単位/回	265円
(予防)複数名訪問加算 ※6(30分以上)		402単位/回	419円
退院時共同指導加算 ※7		600単位/回(退院後)	626円
看護・介護職員連携強化加算 ※8		250単位/月に1回限り	261円
【ご利用者様のご希望により契約された場合には下記の単価が加算されます】			
(予防)緊急時訪問看護加算(I) ※9		574単位→600単位/月	599円→625円

※1 初回加算(I)は、新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所又は介護保険施設から退院、又は退所した日に訪問看護を行った月に加算されます。ただし、(II)を算定する場合は算定できません。初回加算(II)は、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定されます。ただし、(I)を算定している場合は算定できません。

※2 悪性腫瘍・気管切開若しくは気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方で特別な管理を要するご利用者が対象となります。

※3 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、自己導尿、中心静脈、経管栄養、酸素療法、血液透析、自己腹膜灌流等が必要な方、または真皮を超える褥瘡の状態や、点滴注射を週3回以上行う必要がある方で特別な管理を要するご利用者が対象となります。

※4 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(介護予防はありません)

※5 特別管理加算対象のご利用者で、1回の訪問が1時間30分以上となる場合に加算されます。

※6 ご利用者の身体的理由により、複数の看護師での訪問を行った場合

※7 病院に入院若しくは老人保健施設に入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定されます。退院又は退所後の初回訪問時に1回～2回算定されます。尚、医療保険において算定する場合や初回加算を算定する場合は算定できません。

※8 たん吸引を実施する指定訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等を行った場合に算定されます。

※9 ご利用者の状態変化や緊急時の処置、かかりつけ医との連携等24時間対応体制となっております。

その他 ①病状により、頻回に訪問看護が必要になった場合は、主治医の特別訪問看護指示書の交付を受けて、医療保険より2週間毎日ご利用いただけますので、担当看護師にご相談ください。

②JCI訪問看護ステーションは仙台市に事業所があるため、法令に基づき六級地加算を算定しております。(1単位:10.42円)

③訪問看護サービス費に対する負担金:1割または2割または3割(介護保険負担割合により異なります。)

2024年6月1日現在

JCI訪問看護ステーション

医療保険利用料一覧表

JCI訪問看護ステーション
2025年9月1日～

後期高齢者		1割または2割または3割(一定所得の方)	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割(平成26年4月2日以降に70歳を迎える方は、誕生月の翌月からは2割または3割(一定所得の方))
		一般の方	3割 但し、自治体によって(仙台市の場合は9歳到達後年度末まで)助成があります
※受給者証の種類によっては公費負担が適応となり、負担が軽減されることがあります			
【基本利用料金明細】			
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)		週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日1回につき)		週3日まで 5,500円(同一建物・同一日3人以上 2,780円) 週4日以降 6,550円(同一建物・同一日3人以上 3,280円)	
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊中)		8,500円	
訪問看護管理療養費 (1日1回につき)		月の初日 7,670円 2日目以降 3,000円	
難病等複数回訪問加算 (厚生労働省の指定疾患)		1日2回訪問 4,500円 1日3回以上の訪問 8,000円	
【病状等によっては下記の料金が加算されます】			
長時間訪問看護加算 ※1		5,200円	
緊急訪問看護加算(1日につき)		2,650円	
特別管理加算 ※2 (1か月につき)		利用者の状態に応じ 2,500円または5,000円	
退院時共同指導加算(1か月につき) (利用者の状態に応じ月2回を限度)		8,000円	
退院支援指導加算 (厚生労働省が定める疾患・状態)		6,000円	
在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回)		2,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費 ※3		25,000円(死亡月)	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50円	
【利用者様の状態により下記の料金が加算されます】			
複数名訪問看護加算		4,500円(週1回)	
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)	
深夜訪問看護加算		4,200円(午後10時～翌朝6時)	
24時間対応体制加算 ※4		6,800円	
訪問看護情報提供療養費(1か月につき) ※5		1,500円	

※1 人工呼吸器を使用している状態にある者、または、特別管理加算、特別指示書の対象者への90分を超える長時間訪問看護: 1回/週まで。
人工呼吸器を使用していない、15歳未満の超重症児又は準超重症児への90分を超える長時間訪問看護: 3回/週まで。

※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態(5,000円) その他(2,500円)

※3 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
(ターミナルケアを行なった後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

※4 ご利用者またはご家族からの電話などに常時対応でき、緊急時訪問看護を行える体制

※5 居住地の市町村保健所、精神保健センターに対して、指定訪問看護に関して情報を提供し、ご利用者様に対して総合的な在宅療養を推進することを目的としております。(居住地、病状等によります)